

子発 0914 第 1 号  
令和 4 年 9 月 14 日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）がより効果的に指導監督を図る観点から、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、「認可外保育施設指導監督の指針」をお示ししてきたところであるが、先般、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）が公布され、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（令和 4 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号・障発 0615 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）の第二で示す改正法の主な内容のうち、一の 8（認可を受けていない保育施設等の設置者に関する情報等の提供の求め等に関する事項）について、令和 4 年 9 月 15 日から施行されることを踏まえ、今般、当該指針の一部を別紙 1 のとおり改正し、令和 4 年 9 月 15 日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、本改正に伴い、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 3 年 4 月 30 日付け子発 0430 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙 FAQ について、別紙 2 のとおり更新したので、御了知願いたい。

なお、令和 5 年中を目途に、各都道府県が公表する情報の利便性向上の観点から、認可外保育施設の事業停止命令に係る情報の公表や自治体間の共有に当たっては、独立行政法人福祉医療機構が運営する子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）の各施設情報において、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別のほか、受けたことがある場合にはその処分の内容等を新たに掲載するためのシステム改修を行うことを予定している（当該改修は令和 5 年度予算要求中の内容である）。これにより、当該情報を利用する者の利便性向上にも資することとなるが、

その運用開始は令和5年度以降を予定しており、運用開始の目途が立ち次第、改めて当該指針の改正を行う予定である旨併せて御了知願いたい。加えて、当該運用の前提として、各都道府県が届出を受けた認可外保育施設の情報を、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に遺漏なく掲載いただくことが重要であることから、改めてその運用を徹底願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。